

議会だより

平成26年
第1回定例会



津波避難ビル、現地視察



目次

- 議決の結果及び内容 2 ページ
- 平成 26 年度一般会計・特別会計当初予算／
町政に対する一般質問 4 ページ
- 常任委員会委員長レポート 6 ページ
- 諸般の報告／監査報告 10 ページ
- 編集後記 12 ページ

発行／徳島県松茂町議会
編集／松茂町議会広報特別委員会
〒771-0295 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30
TEL 088-699-8720 FAX 088-699-6010

議決の結果及び内容（詳しくは会議録をご覧ください。図書館にあります。）

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
同意第1号 同意の内容	監査委員の選任について ◆監査委員として日根啓一氏を選任することに同意。	26年3月6日	原案同意
報告第1号 専決の内容 専決の内容	専決処分の報告について 専決第1号幹線豊久下水道工事変更請負契約締結について 工事の変更契約：681,450円増額 専決第2号高速道路利便増進事業に関する計画（（仮称）松茂スマートIC事業）の実施に伴う工事の施行に関する平成25年度変更契約締結について 工事の変更契約：3,799,320円増額	26年3月6日	報告
議案第1号 改正の内容	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ◆時間外勤務手当について労働基準法による算出方法にする改正。	26年3月24日	原案可決
議案第2号 改正の内容	松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ◆時間外勤務代休時間を追加する改正。	26年3月24日	原案可決
議案第3号 改正の内容	松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 ◆国民健康保険税の算定に関する税率の改正。	26年3月24日	原案可決
議案第4号 改正の内容	松茂町使用料条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第5号 改正の内容	松茂町保健相談センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第6号 改正の内容	松茂町学習等供用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第7号 改正の内容	松茂町老人福祉センター「松鶴苑」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第8号 改正の内容	松茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正及び手数料の見直しにより条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第9号 改正の内容	松茂町公民館設置条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第10号 改正の内容	松茂町コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第11号 改正の内容	松茂町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第12号 改正の内容	松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第13号 改正の内容	松茂町サッカー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第14号 改正の内容	松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決

議案番号	件名及び内容	議決年月日	議決の結果
議案第 15 号 改正の内容	松茂町夜間照明施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第 16 号 改正の内容	松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ◆消費税法等の改正に伴い、条例を改正する。	26年3月24日	原案可決
議案第 17 号 認定の内容	町道路線の認定について ◆開発行為等に伴う道路を新たに3路線認定する。	26年3月24日	原案可決
議案第 18 号 予算の内容	平成 25 年度松茂町一般会計補正予算（第 4 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 149,958,000 円を追加し総額を 5,359,728,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 19 号 予算の内容	平成 25 年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16,850,000 円を減額し、総額を 1,557,969,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 20 号 予算の内容	平成 25 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 33,573,000 円を追加し、総額を 969,452,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 21 号 予算の内容	平成 25 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,080,000 円を減額し、総額を 150,920,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 22 号 予算の内容	平成 25 年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号） ◆既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 23,617,000 円を減額し、総額を 510,940,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 23 号 予算の内容	平成 25 年度松茂町水道特別会計補正予算（第 3 号） ◆資本的支出の建設改良費で 245,195,000 円を減額補正し、継続費の総額は据え置き年度割額を変更する。	26年3月24日	原案可決
議案第 24 号 予算の内容	平成 26 年度松茂町一般会計予算 ◆歳入歳出予算の総額を 5,457,500,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 25 号 予算の内容	平成 26 年度松茂町国民健康保険特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額を 1,611,893,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 26 号 予算の内容	平成 26 年度松茂町介護保険特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額を 1,010,075,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 27 号 予算の内容	平成 26 年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額を 155,888,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 28 号 予算の内容	平成 26 年度松茂町長原渡船運行特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額を 11,580,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 29 号 予算の内容	平成 26 年度松茂町農業集落排水特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額を 104,442,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 30 号 予算の内容	平成 26 年度松茂町公共下水道特別会計予算 ◆歳入歳出予算の総額を 587,647,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
議案第 31 号 予算の内容	平成 26 年度松茂町水道特別会計予算 ◆収益的収入及び支出の予定額は、379,370,000 円とする。	26年3月24日	原案可決
発議第 1 号 発議の内容	予算特別委員会設置に関する決議 ◆平成 26 年度松茂町一般会計予算審査のため、予算特別委員会を設置する。 委員会の閉会中の継続調査について	26年3月6日	原案可決
	◆総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会及び地震・津波対策特別委員会は継続調査を行う。	26年3月24日	原案可決

平成 26 年度一般会計・特別会計当初予算

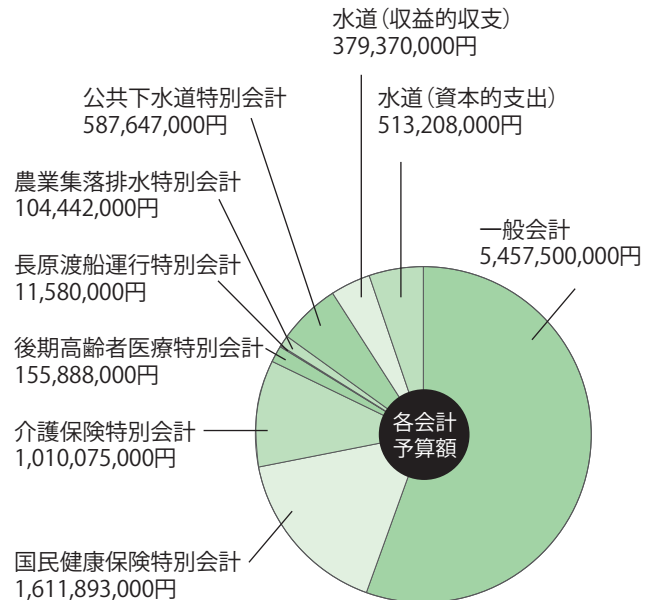
予算の内訳

単位：円

会計名	当初予算
一般会計	5,457,500,000
特別会計	
国民健康保険特別会計	1,611,893,000
介護保険特別会計	1,010,075,000
後期高齢者医療特別会計	155,888,000
長原渡船運行特別会計	11,580,000
農業集落排水特別会計	104,442,000
公共下水道特別会計	587,647,000
水道特別会計	
収益的収支	379,370,000
資本的支出	513,208,000
水道小計	892,578,000
特別会計小計	4,374,103,000
合計	9,831,603,000

予算総額 98億3,160万円

一般会計 54億5,750万円 [前年度比6.7%増]
特別会計 43億7,410万円 [前年度比6.9%増]



1 松茂中学校プールの跡地の有効利用



立井 武雄 議員

立井 武雄 議員
森谷 靖 議員

■一般質問議員一覧

町政に対する一般質問

ここが聞きたい!

本年の第一回目の定例会が三月六日から二十四日にかけて開催されました。二日目に当たる三月十日には一般質問が行われました。

今回は、町の将来を担う子どもたちの教育に関する質問が集まり、具体的かつ活発な質疑が行われました。



現在、松茂中学校のプールは、老朽化に伴い、ひび割れ等が起こり、使用できない状況にある。このプールはどのぐらい前に建設され、いつから使用を停止しているのか。

水泳は全身運動で、子どもたちの運動機能の発達に有効有益であるとともに、水難事故に遭った場合、自らの、あるいは他人の命を救助するためにも必要不可欠な技能であると考えられる。このように大変重要な水泳の授業を、右のような状況にお

は、老朽化に伴い、ひび割れ等が起こり、使用できない状況にある。このプールはどのぐらい前に建設され、いつから使用を停止しているのか。

いて、松茂中学校ではどう行われているのか。

また今後、プールの改修や改築の計画はあるのか。もし改修・改築をしないのであれば、プールの跡地をどう活用していくのか。いずれにせよ、早急に方向性を決定し、子どもたちのためのものとなるようにしていただきたい。



ご指摘のプールは昭和四十一年に町民プールとして建設され、平成十八年に松茂中学校に移管されました。二年前から、同プールは使用を停止しています。

現在、松茂中学校の水泳授業は、北島町の民間の温水プールを、毎週木曜日の休館日に借用して行っています。

現時点では、多額の費用がかかるため、プールの改修・改築計画はございません。ちなみにプールを新設する場合は約二億円かかりますが、現在の借用料は年間約二百万円です。

そこで町としては、まだ決まってはおりませんが、将来的にプールを取り壊し、生徒たちの自転車置き場やテニスコート、あるいは来校者用の駐車場にしていこうかと考えています。できるだけ早く結論を出したいと思います。



森谷 靖

議員



2 授業日数の減少について

学校の授業日数は、運動会、授業参観等の行事や、

ゆとり教育の導入の影響で、

昔と比べて少なくなっている。今後は増やす方向で検討すべきではないかと思う。

それにはもちろん国全体での制度の見直しが必要だろうが、それだけではなく、個々具体的な行事日程の見直しでもできるのではないかと思う。

例えば運動会では、松茂小学校の場合、現在、運動会前日の土曜日に登校し、五・六年生は運動会の準備、その他学年は授業をして、日曜日に運動会を行い、翌週の月・火曜日を休校としているが、これを金曜日の午後に準備を行い、土曜日は休みとすれば、翌週の休校日は月曜だけで済む。

また授業参観日も、現在は午前中だけ授業を行っているが、これを午後も授業を行えばいいのではないか。

このように授業日数や時間を増やす努力は、町及び学校独自でもできる余地はあると思う。町の見解を伺いたい。



議員ご指摘のとおり、平成十四年度からの学校週五日制の導入により、授業日数・時間は減少しました。しかし、小学校では平成二十三年度から、中学校では二十四年度からの新学習指導要領では、小学校、中学校で入学から卒業までの全課程で約一割、授業時間数は増えています。

現在、年間に確保できる授業日数は二百日弱であり、対して百七十五日（週五日×年三十五週）を確保できれば、必要な授業は可能です。そこで現在は二〇～二十五日の余裕日を利用して、運動会、授業参観等の行事を行っています。今後、議員からご提案がございましたら、各行事のあり方や日程を再度見直し、授業時間が一層確保できるように配慮していきたいと思っております。



常任委員会 委員長レポート

第一回定例会における委員長報告は次のとおりです。（各会計の補正総額等は、議決の結果及び内容をご覧ください。）

総務常任委員会



委員長 原田 幹夫
付託された案件の
議案四件は、原案の

とおり可決いたしました。
この審議の中での主なものを報告いたします。

職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例

時間外勤務手当における一時間当たりの給与額について、これまででは国家公務員法に基づき算出しておりましたが、国からの指導により労働基準法に基づく算出方法に改正するものです。

また、一ヶ月当たり六十時間を超過する時間外勤務の取り扱いについて労働基準法が改正されました。変更前には六十時間超過にかかわらず平日の割り増し率は一律百分の百二十五でしたが、変更後は六十時間を超えた部分については割り増し率を百分の百五十に改正するものです。

○主な質疑事項

Q 時間外勤務手当の算出の方法が変わると、毎年、給与システムの変更が必要になるのでしょうか。

A 給与システムを変更する必要はなく、現在のシステムで業務は対応可能です。

松茂町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

時間外勤務代休時間を追加するものです。これは一ヶ月に六十時間を超えて時間外勤務を行った職員は、六十時間を超過した部分について時間外勤務手当の支給に代えて時間外勤務代休時間という代休を取得できるように改正するものです。

○主な質疑事項

Q 代休を取得する場合、フレックスタイムによる勤務形態はとれるのでしょうか。

A 今回の改正による代休は、半日単位または一日単位であり、その単位に満たない場合は有休による時間休を加えて半日又は一日単位で取得することになります。

Q 月当たりの時間外勤務が六十時間を超える職員は、延べ何人ぐらいいるのでしょうか。

A 平成二十四年度には延べ十人が該当し、主な業務内容は税務、会計検査、決算統計、選挙等の事務に従事した職員です。

松茂町使用料条例の一部を改正する条例

消費税法等の一部が改正され消費税率が現行の五%から八%に引き上げられることから、条例の改正を行うものであります。町役場会議室について、昼間使用料金は二百円から二百六十円、夜間使用料金は三千五百円から三千二百四十円、一日使用料金は五千二百五十円から五千四百円に改正するものです。

○主な質疑事項

Q 各小学校、中学校の体育館の貸し出しは、各学校に申請するのでしょうか。

A 松茂町総合体育館で申請は受け付けることとなります。

平成二十五年度松茂町一般会計補正予算（第四号）（所管分）

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億四千九百九十五万八千円を追加し、補正後の予算の総額を五十三億五千九百七十二万八千円とするものです。

なお、繰越明許費として三千二百七十三万二千円を翌年度に繰り越して使用するものです。これらは事業の確定及び最終見込みによる予算の補正であり、質疑はありませんでした。

産業建設常任委員会



委員長 一森 敬司
付託された案件の
議案九件は、原案の

とおり可決いたしました。
この審議の中での主なものを報告いたします。

松茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

今回の条例改正については、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者が持ち込む一般廃棄物及び町民の方が持ち込む特定家庭用機器について、消費税率が平成二十六年四月一日から八%に引き上げられることから、し尿処理費は一・八キロリットル当たり二千円を二千五十円に五十円の増額、特定家庭用機器の処理費は一台当たり一千九百円を千九百五十円に五十円の増額をするものです。

また、可燃・不燃・粗大ごみの処理費は一キログラム当たり六十円を七十円に十円の増額をするもので、これは周辺市町の中で手数料が一番安い状況が続いていたことから、今回一部の周辺の市町と同額になるよう消費税の増額とともに引き上げるものです。実施は、四月一日からです。

○主な質疑事項

Q 可燃・不燃・粗大ごみの処理手

数料は、近隣の市町と金額を合わせたとのことですが、来年十月に消費税が上がったならば、もう一度改正するのでしょうか。

A 近隣の動向の把握に努め、その時点で判断いたします。

町道路線の認定について

開発行為等に伴う道路を新たに三路線認定するものです。質疑はありませんでした。

平成二十五年松茂町一般会計補正予算（第四号）（所管分）

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億四千九百九十五万八千円を追加し、補正後の予算の総額を五十三億五千九百七十二万八千円とするものです。

なお、繰越明許費として三千二百七十三万二千円を翌年度に繰り越しで使用するものです。

これらは事業の確定及び最終見込みによる予算の補正であり、次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 津波の発生時に、長岸地区に住んでいる住民の皆さんが避難先に

予定している高速道路の避難場所について、隣接地である鳴門市民の皆さんの避難先としても予定しているのですか。

A 津波は、いつ、どんな時に起こるか想定ができません。人命にかかわることなので、避難場所の周辺の人々が避難できるように整備を進めます。

Q 豊久排水機場屋外タンクの更新について、新しくするタンクの容量ならば何時間の運転が可能なのかですか

A 八キロリットルなので、標準的には四十八時間にわたって稼働し排水ができます。

平成二十五年松茂町公共下水道特別会計補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ二千三百六十一万七千円を減額し、補正後の予算の総額を五億一千九十四万円とするものです。

歳入の主なものとして、公共下水道受益者負担金六百十六万円等を増額補正し、一般会計繰入金三千六百七十七万八千円、公共下水道事業債百六十万円を減額補正するものです。

歳出において、流域下水道事業負担金二百三十三万一千円等を増額補正し、公共下水道建設費工事請負費一千六百三万一千円等を減額補正するものです。

なお、繰越明許費として流域下水道事業負担金二百三十三万一千円を翌年度に繰り越すものです。

これらは事業の確定及び最終見込みによる予算の補正であり、次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 流域下水道事業において、今回、負担金の増額補正が計上されています。当初予算時の事業見込みのとおり事業は進んでいるのですか。

A 国と県のほか、下水道の受益地域である松茂町を含めた二市四町が事業費を負担しあって公共下水道事業は行われています。事業計画に沿って適正に事務・事業は執行しております。

平成二十五年松茂町水道特別会計補正予算（第三号）

資本的収支において浄水場更新事業等の本年度事業分の完了見込みにより、支出において、二億四千五百十九万五千円を減額し、

これに伴い収入では国庫補助金等で二億二千八百二十七万七千円を減額するものです。

これらは事業の確定及び最終見込みによる予算の補正であり、質疑はありませんでした。

平成二十六年松茂町長原渡船運行特別会計予算

平成二十六年年度の事務・事業の取り組みについて、質疑はありませんでした。

平成二十六年松茂町農業集落排水特別会計予算

平成二十六年年度の事務・事業の取り組みについて、次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 県道徳島空港線西延伸事業に伴う下水道施設の移設は、徳島県に負担してもらえないのでしょうか。

A 農業集落排水の排水管は、県道を占有し埋設しております。占有の際の許可条件として、移設が必要となった場合は、占有者が費用負担を行うものとしております。したがって、県との協定により移設工事を県が実施し、その費用負担を

松茂町がする予定となっております。

平成二十六年松茂町公共下水道特別会計予算

平成二十六年年度の事務・事業の取り組みについて、次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 水洗便所改造に伴う改造資金の利子補給について、平成二十一年度から利用がないのであれば当事業は廃止してもよいのではないのでしょうか。

A 町民の皆様に対する公平性からも、事業はこれまでどおり継続してまいります。

平成二十六年松茂町水道特別会計予算

平成二十六年年度の事務・事業の取り組みについて、次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q リース会計を適用することについて、リース物件の所有権はリース会社にあり地方公営企業が資産

として計上するメリットは無いと思うが、適用するのはなぜですか。

A 平成二十六年から総務省の指導により適用となります新会計基準では民間企業と同じくリース会計も導入することとなりました。これは、賃貸借契約であっても、その経済的実態が物件の売買を行ったときと同様である場合には売買を行ったかのように会計処理を行うというものであり、リース期間満了後に所有権が松茂町へ移る「水道業務電算システムの賃貸借契約」が該当するため予算計上したものです。

Q 県道徳島空港線西延伸事業に伴い、水道管はなぜ新しく布設するのですか。

A 百五十ミリメートルの管を道路の両側に布設し、公営企業の営業として将来に見込まれる沿道サービスマスの対応や、消防水利の確保のため新たに設置するものです。

教育民生常任委員会



委員長 佐藤 富男
付託された案件の
議案十九件は、原案

のとおり可決いたしました。この審議の中での主なものを報告いたします。

松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険税は平等割・均等割・所得割・資産割によって計算を行います。

今回の改正は、所得割の率を現行の八・七％に一・四％を追加し、一・一％に改正するものです。改正の理由は、平成二十六年及び平成二十七年の歳入歳出を見込みますと、一年で約三千七百万円の歳入不足となります。その財源としては、前年度からの繰越金を充当しても不足が生じるので、今回の改正により所得割の率を引き上げるものです。この件に関して、質疑・ご意見はございませんでした。

松茂町保健相談センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松茂町学習等供用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

松茂町老人福祉センター「松鶴苑」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松茂町公民館設置条例の一部を改正する条例

松茂町コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松茂町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

松茂町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松茂町サッカー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松茂町公園及び緑地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松茂町夜間照明施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

今回の条例改正については、平成二十六年四月一日から消費税率の引き上げに伴い各所管課で関係する会議室等の使用料の変更を行うものです。

○主な質疑事項

● 今回の松茂町使用料条例の改正で、各小学校や中学校の体育館の使用料はいくらになるのですか。

▲ 各小・中学校の体育館の使用料は、松茂町体育館の設置及び管理に関する条例に規定する体育館使用料の使用区分に基づき納めていただきます。今後は、わかりやすい料金区分となるよう規定を整備していきます。

平成二十五年年度松茂町一般会計補正予算(第四号)(所管分)

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億四千九百九十五万八千円を追加し、補正後の予算の総額を五十三億五千九百七十二万八千円とするものです。

なお、繰越明許費として三千二百七十三万二千円を翌年度に繰り越して使用するものです。

これらは事業の確定及び最終見込みによる予算の補正であり、質疑は

ありませんでした。

平成二十五年年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ一千六百八十五万円を減額し、補正後の予算の総額を十五億五千七百九十六万九千円とするものです。

歳入の主なものとして、国庫負担金療養給付費等負担金一千六十七万六千円等を増額補正し、保険財政共同安定化事業交付金三千五十二万一千円等を減額補正するものです。

歳出の主なものとして、一般療養給付費二千六百十六万三千円等を増額補正し、保険財政共同安定化事業拠出金四千四百一十千円等を減額補正するものです。

これらは事業の確定及び最終見込みによる予算の補正であり、質疑はありませんでした。

平成二十五年年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第四号)

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ三千三百五十七万三千円を追加し、補正後の予算の総額を九億六千九百四十五万二千円とする

ものです。

歳入の主なものとして、前年度繰越金二千九百四十九万三千円等を増額補正し、国庫補助金調整交付金二百六十五万一千円等を減額補正するものです。

歳出の主なものとして、居宅介護給付費一千三百十八万円等を増額補正し、嘱託職員賃金六十万円を減額補正し、介護給付費準備基金に一千五百九十二万七千円を積み立てるものです。

これらは事業の確定及び最終見込みによる予算の補正であり、質疑はありませんでした。

平成二十五年年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号)

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ百八万円を減額し、補正後の予算の総額を一億五千九十二万円とするものです。

歳出において後期高齢者医療広域連合納付金百八万円を減額補正し、歳入において、一般会計繰入金と同額、減額補正するものです。

これらは事業の確定及び最終見込みによる予算の補正であり、質疑はありませんでした。

平成二十六年松茂町国民健康保険特別会計予算

平成二十六年年度の事務・事業の取り組みについて、次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 滞納のある方に発行する資格証明書及び短期保険証の交付件数と、差押件数を教えてください。

A 平成二十四年度の国保税の徴収率は九四・六一%の状況で、資格証明書の発行はなく有効期間を短くした短期保険証をこまめに交付しています。また、差押件数はこの三年間で七件行っています。

平成二十六年松茂町介護保険特別会計予算

平成二十六年年度の事務・事業の取り組みについて、次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 介護給付費はここ三年間で見てみると毎年増加しています。しかし、国民健康保険特別会計から国に支出する介護納付金の納付金額

が今年度は下がっています。どのような理由があるのですか。

A 介護納付金は松茂町が介護に要した介護費用をもとに算出したものでなく、厚生労働省が介護費用を全国的に試算し各自治体に対し納付を求めたものです。

Q 成年後見制度利用支援事業とは、どのような支援をするのですか

A 認知症高齢者などが対象で、成年後見制度を利用した際に成年後見人への支払いが困難な方、主に生活保護者の方などに対し支援を行います。

平成二十六年松茂町後期高齢者医療特別会計予算

平成二十六年年度の事務・事業の取り組みについて、次のような質疑がありました。

○主な質疑事項

Q 会計区分の歳出において、総務管理費の予算計上額が前年の約半分くらいになっているのはどうしてですか。

A 平成二十五年度は後期高齢者医療制度のシステム改修に費用がか

かったためです。平成二十六年度は、そのシステム改修分の費用が減額できました。

Q 特別徴収保険料と普通徴収保険料の区分は、どのようになっているのですか。

A 特別徴収保険料は年金から天引きをしている保険料で、普通徴収保険料は口座振替もしくは納付書による納付をしている保険料です。

諸般の報告

松茂町ほか二町競艇事業組合議会報告

要旨

鳴門市と共催の競艇事業は年間二十四日開催され、収益金は町の財源になっています。

平成二十五年度は、松茂町に五百万円の繰り出しがありました。

平成二十六年及び平成二十七年の二年間は、鳴門競艇場施設改修工事及び護岸改修工事のため本場におけるボートレースの施行は休止となります。平成二十八年度には新設された鳴門競艇場で、引き続きモーターボート競争を実施します。今後

も舟券売り上げの向上及び開催経費の削減等による経営改善に取り組めます。

板野東部消防組合議会報告

要旨

平成二十五年度は、当初予算九億三千七百九十八万八千円であり、松茂町の負担金は二億二千二百八十三万四千円になっています。平成二十五年の主な事業は平成二十八年五月の消防・救急無線のデジタル移行に伴う、高機能消防指令センター整備工事の実施設計を本年度中に完了する予定です。職員数については、平成二十五年に三名の退職がありましたので消防吏員採用試験を実施し、同じく三名を採用予定です。なお、板野東部消防組合の職員数は八十七名で増減はありません。

板野東部青少年育成センター組合議会報告

要旨

街頭補導活動、相談活動、子ども

を守る活動、健全育成活動、子ども・若者育成支援活動の業務を実施しました。平成二十五年（平成二十五年二月末日現在）の補導件数は昨年度と同じ十八名であります。不審者情報については、十三件寄せられており、昨年に比べ三件の増となっております。関係機関との連携を深め、青少年の健全育成に努めてまいります。

今後とも学校・警察をはじめ、各関係機関及び補導員と連携を密にしながら、子どもの心に届く非行防止及び健全育成活動、安全を守る活動等を推進してまいります。

徳島県後期高齢者医療広域 連合議会報告

―要旨―

広域連合では保険料の決定、医療給付等を行い、各種届出の受付、窓口業務、保険料の徴収等は市町村で行っています。

二月の定例会において、平成二十六年特別会計予算の総額を一千七百九億三百七十七万七千円と定めました。平成二十五年特別会計の補正として五万七千円を追加し、

予算総額を、一千九百九十四億七千五百七十万円として事業を実施しています。

徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、平成二十六年と二十七年の保険料率の改定、保険料の賦課限度額の変更並びに被保険者均等割保険料の軽減対象の拡充のため、所要の改正を行いました。今後、制度の趣旨や内容の周知徹底を図り、この制度のスムーズな運営に努めてまいります。

監査報告

監査委員

谷川 進
一森 康雄

一．定例監査

財務に関する事務の執行並びに町行政に係る事業の管理等について監査した結果は、次のとおりです。

二．監査の結果

(1) 予算の執行については、概ね良好に進んでいることを認めます。
歳入予算においては、国費、県費の各事業補助金等は、従前どおり年度末ないしはそれ以降の交付となっ

ているものが多いので、それらに対応する予算（歳出）が多額になり、資金繰りが困難になることも考慮し、十分注意して執行してください。
一般会計における町税収入については、前年度に引き続き収納努力をされていることが評価できます。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、給食費、住宅使用料等の収納についても、国において景気回復がみられるとはいえないものの、地域経済は引き続き厳しい経済情勢が予測されるので積極的に滞納防止に努力してください。

歳出予算においては、国や県の補助事業を最大限活用し、さらに徹底した経費の節減に取り組みとともに、競争原理に基づく入札を積極的に実施し効率的な予算の執行に努めてください。また、事務事業の実施については、常に計画性とコスト意識をもって、高い住民サービスが提供できることを望みます。

(2) 施設の管理運営経費は節減に努められ、概ね適正に執行されているものと認めます。財政状況の厳しい折から、施設の日常管理を徹底し、光熱水費等のさらなる節減に取り組んでください。
(3) 各事業、団体等に対する補助金

については、今後も交付にあたっては、収支状況を確認するとともに、補助金の必要性や金額の妥当性を厳正に審査し、適正で効果的な執行に努めてください。

(4) 委託及び工事請負については、町内業者育成のためにも、町内業者に発注ができるように努力してください。

(5) 公用車の運行状況を把握の上、自動料金收受システム（ETC）を導入し、割引料金の活用を望みます。

全員協議会報告

平成二十六年三月六日議員全員、町長はじめ担当課職員出席のもと、町づくりに関わる重要事項について協議いたしましたので主な内容を報告します。

国営総合農地防災事業「吉野川 下流域地区」について

地域の農業用水は、旧吉野川に設けられた樋門から取水しているが、水路の多くが用排兼用水路であり、都市化の進展・下水道整備の遅れに

より農業用水の水質が悪化、地下水の過剰取水に伴う塩水化、地盤沈下による排水不良など水環境が悪化しています。

本事業では、取水口を吉野川の柿原堰、第十堰及び旧吉野川揚水機場に統合するとともに幹線水路を整備し、併せて関連事業で末端用水路を整備することにより、農業用水の水質改善を図るものです。総事業費を一千三百五十億円として平成二十六年年度完成を予定していましたが、地震時における安全性向上、濁水、利水、水質の安全性確保、物価上昇等に伴う変動から総事業費を一千五百五十五億円に改訂し、事業工期を平成三十年度とするものです。なお、総事業費は増えますが、市町の事業費負担は緩慢災害対策事業債が適用された場合は、大幅に軽減されます。

徳島空港臨空用地及びターミナル跡地への企業の進出状況について

徳島空港臨空用地の土地利用状況について、昨春秋に一件の企業の進出があり、残っている土地は西日本

高速道路（株）へ貸し付けている土地等二・五五ヘクタールと福利厚生施設用地〇・二ヘクタールでありますと報告を受けました。また、徳島県が有料で貸し付けている土地については、国有資産等所在市町村交付金が徳島県から納付されます。

庁舎建設計画について

庁舎建設計画については、津波から町民の皆様の生命を守る一時避難機能を持たせた四階建てとして計画を進めています。平成二十五年十一月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が改正され、津波対策特別強化地域の指定がされた場合には、国から施設の整備に対して国庫補助金が交付されることになりました。今後は、本町が津波対策特別強化地域に指定されるように要望するとともに、これらの動向を見極めながら、庁舎建設計画を進めてまいります。（平成二十六年三月二十八日に津波対策特別強化地域に指定されました。）

津波防災ハザードマップ等について

平成二十四年十月に徳島県が公表した徳島県津波浸水想定図を基に津波防災ハザードマップを作成しました。その冊子には避難時の装備や非常持ち出し品など町民の皆様に必要な防災関連情報を記載しています。また、家庭内で避難経路を自由に記載できる「わが家の津波防災ハザードマップ」も添付されています。本マップは平成二十六年度の早い時期に町内全戸に配布予定です。（津波防災ハザードマップは五月十二日に町内全戸に配布済みです。）

一問一答方式について

議会での議論の活性化と町民の皆様にはわかりやすい議会運営とするため、来年度から本議会での一般質問は、質疑と答弁を順次繰り返す一問一答方式と、質問者は理事者側に向かって質問する対面方式をとることとなりました。

全員協議会とは

町政全般にかかわる事項や議会の運営に関する事項について、議会議員全員で協議または調整するために必要に応じて開かれる会議です。

編集後記

表紙の写真は、去る四月三十日に地震・津波対策特別委員会で津波避難ビルの現地調査を行ったときの様子です。

当日は、町が指定する避難施設のうち「ほのぼのホスピタル（向喜来）」と「喜来小学校」を訪れ、地震発生時に周辺住民が屋上へ避難するにあたり問題がないか、階段や手すり転落防止柵の状況について確認し、さらに喜来小学校では、屋上に設置している災害時の非常用電源となる自家発電装置の稼働時間や保守点検について調査を行いました。

町民の皆様には、松茂町が今年の五月に全戸に配布している「津波防災ハザードマップ」がお手元に届いていると思いますが、地震発生時にどこに避難するのか、家族で話し合い天気の良い日にハザードマップを持って実際に歩いてみてはどうでしょうか。

普段は車を利用するため思い描いたように歩けないかもしれませんが、その結果を付録の白図に記入して「わが家の津波防災ハザードマップ」として災害に備えて下さい。南海トラフ地震は近い将来必ず発生すると予測されています。

議会も総力を挙げて、安全で安心できる災害に強いまちづくりに努めてまいります。

◆議会広報特別委員会

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 池添 英明 |
| 副委員長 | 森谷 靖 |
| 委員 | 春藤 康雄 |
| 委員 | 一森 敬司 |
| 委員 | 立井 武雄 |